

令和8年  
1月23日

令和7年度第1回医道審議会  
歯科医師分科会歯学生共用試験部会

資料2



令和8年  
2月2日

令和7年度第2回医道審議会  
歯科医師分科会歯学生共用試験部会

参考資料2

# 公的化後の共用試験の実施状況等について

- 共用試験はCBTとOSCEで構成される、臨床実習を開始する前の医学生の能力を測る試験であり、公益社団法人共用試験実施評価機構が実施。歯学部を置く全大学が活用
- 歯科医師分科会は、令和2年5月、卒前・卒後のシームレスな歯科医師養成に向け、共用試験の公的化と歯学生の歯科医行為を法的に位置づけることを提言
- 令和3年5月に歯科医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医業をすることができることとともに（令和6年4月施行）、共用試験の合格を歯科医師国家試験の受験資格要件化（令和8年4月施行）
- 本意見は、公的化後の共用試験の在るべき姿について、現在の試験内容や大学の実施体制等を踏まえつつ、試験の公正性及び受験者間の公平性を確保するとともに、診療参加型臨床実習の充実を図る観点から検討したもの

## (1) 合格基準の設定の在り方

- ・全大学の受験者に共通して適用される統一合格基準を設定。試験実施主体が行う合否判定に対する異議申立て制度を整備

## (2) 受験機会の確保の在り方

- ・全大学において、本試験を受験できなかった者及び本試験で不合格となった者を対象とした試験を1回実施
- ・受験上の配慮を希望する受験者に対し、障害や疾病等の状態に応じて配慮

## (3) OSCEの在り方

### ①課題の数及び種類

- ・各大学における課題の数及び種類を統一。令和5年度からは6課題を実施

### ②評価の体制

- ・評価者養成の取組の充実、認定を受けた者を評価者とすること等により、評価者の能力を向上させるとともに評価の質を保証
- ・令和8年度までに各試験室に外部評価者を配置することを検討

### ③医療面接の模擬患者

- ・模擬患者養成の取組の充実、認定を受けた者を模擬患者とすること等により、模擬患者の能力を向上させるとともに医療面接の質を保証
- ・令和8年度までに、模擬患者を認定を受けた者に限定することを検討

## (4) 不正行為への対応の在り方

- ・不正行為が疑われる事案については、事実確認の上、不正行為の性質に応じて適切に対応
- ・受験者に異議申立ての機会を付与するなど、事実確認は慎重に実施

## 5) その他

- ・令和8年度までに、実施時期を統一することの是非を検討

- 国及び試験実施主体は、共用試験実施に伴う大学の負担軽減に努めることが必要
- 国においては、患者・国民や歯学生の指導監督を行う者に対する、歯科医師法改正の趣旨の周知が必要
- 令和6年度以降も、実施状況や関係者の意見等を踏まえ、共用試験の不断の改善及びこれに伴う大学の負担を軽減するための方策の検討が必要

## 本日の論点

令和5年6月の「公的化後の共用試験に関する意見」において、令和8年度までに検討することとされた、以下の3つの論点について検討する。

1. OSCEの評価の体制について
2. 医療面接の模擬患者について
3. 実施時期の統一について

# 論点 1 OSCEの評価の体制について

## 公的化後の共用試験に関する意見（令和5年6月30日、一部抜粋）

### （3）OSCEの在り方

#### ②評価の体制

- OSCEにおける受験者の評価は、各課題において、内部評価者（受験者が所属する大学に所属する評価者をいう。以下同じ。）2名以上で行うことが原則とされており、内部評価者には、一定の能力を有する旨の認定を受けていた者と受けていない者がいる。
- 公的化後のOSCEでは、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の技能を保証するとともに、受験者間の公平性を確保することが必要である。
- このため、共用試験実施機関においては、**評価者養成の取組の充実、一定の能力を有する旨の認定を受けた者がOSCEの受験者を評価すること**とすること等により、評価者の能力向上及び評価の質の保証を図ることが必要である。
- また、本部会は評価の信頼性の向上の観点から、**公的化後のOSCE評価者養成手法等の検討会開催の実施状況等を勘案しつつ、令和8年度までに各試験室に外部評価者（共用試験実施機関が派遣する、受験者が所属する大学に所属していない評価者をいう。）を1名配置することについて検討すること**とする。

# OSCEの評価の体制に関する共用試験公的化前後の実施状況と課題

## OSCEの評価体制に関する取り組みの状況

### ①評価者養成の取組の充実

- 評価者の標準化を目的として、R5年度から評価者の認定制度を開始した。

### ②一定の能力を有する旨の認定を受けた者がOSCEの受験者を評価すること

- R6年度から全ての評価者は、評価者認定講習会を受講することとした。

### ③認定評価者の配置について

- (R6年度) 各試験室に認定評価者を2名配置し、外部評価者は各課題に1名配置。

- (R7年度) 原則として各試験室に外部評価者1名と内部評価者1名配置。

## 課題

- 評価者2名の組合せで、内部評価者同士による評価と、外部評価者を含む評価で、大きな差はなかった。

- 外部評価者を各試験室に1名配置とすると、各課題に1名配置としたときと比較して各大学が派遣する外部評価者数が増加し、各大学の負担が増加した。

# 共用試験の公的化後のOSCE運営に係る課題

- 共用試験の公的化後で、OSCEの運営について、13大学が持続可能ではないと回答している。
- 持続可能ではないと回答した大学で、OSCE運営における改善点として、割合が多かったものは「認定標準模擬患者の確保」や「認定評価者の確保」等であった。

## ●共用試験の公的化後のOSCEの運営について、持続可能か。

【回答（大学数）】・はい（16）

・いいえ（13）

## ●上記でいいえと回答した大学において、どのような改善が必要か（複数選択可）。

選択肢	回答大学数
認定標準模擬患者の確保	10
認定評価者の確保	9
認定評価者以外の運営に關係する人的資源確保	8
教職員の入件費の確保	8
入件費以外の費用の確保	8
備品等の確保	7
教職員評価への反映	6
共用試験実施時期の設定	5
設備の確保	5
評価者認定講習会の実施	3
その他	5

### ＜調査概要＞

調査対象：全国29大学歯学部

調査方法：記名式質問紙調査法(web)

回答率：100%

調査時期：令和7年6月

出典：文部科学省「令和7年度医学・歯学教育指導者のためのワークショップ【歯学】（事前アンケート）」

## 論点 1 OSCEの評価の体制への対応案

- 令和8年度以降の共用試験については、各大学での持続可能な実施体制を担保する観点を考慮し、以下を原則とすることとしてはどうか。
  - ・ 各課題に外部評価者を1名以上配置する。
  - ・ 各試験室に認定評価者は2名とし、内部評価者2名での担当を可とする。
  - ・ 外部評価者が担当する試験室は、円滑な試験室の運用、外部及び内部評価者の評価の事後検証といった観点から、内部評価者(認定評価者)も配置する。
  - ・ 評価者の配置においては、不測の事態への配慮を行うものとする。

## 論点2 OSCEの医療面接の模擬患者について

### 公的化後の共用試験に関する意見（令和5年6月30日、一部抜粋）

#### （3）OSCEの在り方

##### ③医療面接の模擬患者

- 現在、OSCEにおける医療面接の模擬患者については、多くが自大学の職員等を活用しており、大学ごとに養成方法が異なっている。
- 公的化後のOSCEでは、診療参加型臨床実習に参加する歯学生の技能を保証するとともに、受験者間の公平性を確保することが必要である。
- このため、共用試験実施機関においては、**模擬患者養成の取組の充実、一定の能力を有する旨の認定を受けた者がOSCEの医療面接を担当すること等**により、**模擬患者の能力向上及び医療面接における対応の質の保証を図ることが**必要である。
- また、本部会は、**公的化後のOSCEにおける医療面接の模擬患者については、令和8年度までに一定の能力を有する旨の認定を受けた者に限定することについて検討すること**とする。

### 共用試験実施機関の指定に関する意見（令和5年12月25日、一部抜粋）

- OSCEの医療面接模擬患者を機構によって認定された者が担当することについては、未認定の者であっても一定の条件を満たす場合は担当することを可能とするなど、柔軟な運用とすること。

# OSCEの医療面接の模擬患者に関する共用試験公的化前後の実施状況と課題

## 模擬患者の認定等に関する取り組みの状況

### ①模擬患者養成の取組の充実

- 模擬患者の標準化を目的として、R5年度から以下の認定制度を開始した。

模擬患者の養成者の  
認定制度

- ・模擬患者標準化大学担当者・・・模擬患者に対する指導・養成を行う大学関係者  
(認定評価者であることが望ましい)
- ・模擬患者標準化担当者・・・模擬患者に対する指導・養成を行う、認定標準模擬患者
- ・認定標準模擬患者・・・上記標準化担当者による講習を受け、1次及び2次試験に合格し認定を受けた  
模擬患者

### ②一定の能力を有する旨の認定を受けた模擬患者による医療面接の実施

- 原則として、認定標準模擬患者がOSCEの医療面接を担当している。

### ③一定の条件を満たす未認定の模擬患者による医療面接の実施

- 模擬患者の養成講習会を受講し1次試験に合格した者は、2次試験として実際のOSCEの医療面接の模擬患者として演技を行った。

## 課題

- 模擬患者の養成・確保の状況には地域差が生じている。

# 共用試験の公的化によるOSCEの運営の変化

- 共用試験の公的化前後で、OSCEの運営に変化があったかについては、27大学が運営に変化ありと回答している。
- 運営に変化ありと回答した大学のうち、19大学が「模擬患者の確保」を課題と回答している。

## ●共用試験の公的化前後でOSCEの運営に変化があったか。

【回答（大学数）】

- ・変化あり（27）
- ・変化なし（2）

## ●上記で変化ありと回答した大学において、どのような変化があったか（複数選択可）。

選択肢	回答大学数
模擬患者の確保	19
評価者向けの説明	18
学内人員の確保	17
シミュレーターや機材の確保	16
会場の設営	15
予算	12
会場の選択	3
その他	8

### ＜調査概要＞

調査対象：全国29大学歯学部

調査方法：記名式質問紙調査法(web)

回答率：100%

調査時期：令和7年6月

# 共用試験の公的化後のOSCE運営に係る課題

- 共用試験の公的化後のOSCEの運営について、13大学が持続可能ではないと回答している。
- 持続可能ではないと回答した大学で、OSCE運営における改善点として、割合が多かったものは「認定標準模擬患者の確保」や「認定評価者の確保」等であった。

## ●共用試験の公的化後のOSCEの運営について、持続可能か。

【回答（大学数）】・はい（16）

・いいえ（13）

## ●上記でいいえと回答した大学において、どのような改善が必要か（複数選択可）。

選択肢	回答大学数
認定標準模擬患者の確保	10
認定評価者の確保	9
認定評価者以外の運営に関係する人的資源確保	8
教職員の入件費の確保	8
入件費以外の費用の確保	8
備品等の確保	7
教職員評価への反映	6
共用試験実施時期の設定	5
設備の確保	5
評価者認定講習会の実施	3
その他	5

### ＜調査概要＞

調査対象：全国29大学歯学部

調査方法：記名式質問紙調査法(web)

回答率：100%

調査時期：令和7年6月

出典：文部科学省「令和7年度医学・歯学教育指導者のためのワークショップ【歯学】（事前アンケート）」

## 論点 2 OSCEの医療面接の模擬患者への対応案

- 令和8年度以降の共用試験においては、原則として認定を受けた者が医療面接の模擬患者を担当するとしつつ、認定過程にあって、模擬患者標準化担当者及び模患者標準化大学担当者による養成を受け、1次試験に合格した者は担当することを可能とするなど、柔軟な運用とすることとしてはどうか。

## 論点3 実施時期の統一について

### 公的化後の共用試験に関する意見（令和5年6月30日、一部抜粋）

#### （5）その他

- 現在、共用試験の実施時期は、大学ごとに異なっている。
- 本部会は、診療参加型臨床実習の充実や受験者間の公平性を確保する観点から、公的化後の共用試験の実施状況やカリキュラム変更等の大学の負担を勘案しつつ、令和8年度までに、実施時期を統一することの是非について検討することとする。

# 共用試験の実施時期に関する主な意見 (医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会)

## ＜令和4年度第1回＞

- フリートークでも実施時期を統一することは難しいという意見があった。実施時期の統一については、丁寧な議論が必要と考える。

## ＜令和5年度第1回＞

- 実施時期を統一することが望ましいと考えるが、カリキュラム変更をすぐには行えない大学もある。また、大学により教育方針等もそれぞれ違うことを考慮すべきと考える。
- 実施時期を統一する必要はないと考える。実施時期を統一するかしないかのポイントは、実施時期がずれることで、CBTやOSCEの成績に差ができる可能性があることだと考える。

## 共用試験の実施時期

- 共用試験の実施時期は各大学で異なり、4年生の後期（12～2月）と、5年生の前期（6～7月）のいずれかの時期で実施されている。

### 1. 令和6年度 実施時期の月別分布

資料1：令和6年度歯学生共用試験実施状況より一部抜粋

#### CBT

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学数	4	7						1	9	8

#### OSCE

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大学数	2	9						5	9	4

受験学年： 6～7月は5年生、12～2月は4年生

# 臨床実習の実施状況について

- 臨床実習の実施状況については、各大学により実習の期間や実施形式が異なる。

大学	臨床実習					必要症例数			実際の経験症例数			
	実習期間		期間(か月)	患者単位の担当	実施形式	自験例	介助	見学	自験例	介助	見学	
A大学	5年生	4月～6年生	9月	18	ハイブリッド	ハイブリット	548	96	32	732	230	88
B大学	5年生	9月～6年生	9月	15	一口腔単位	診療科で固定	90		2	90		2
C大学	5年生	3月～6年生	5月	15	症例単位	ローテート	24	5	5	67	78	164
D大学	5年生	4月～6年生	4月	13	ハイブリッド	ローテート	50	20	10	600	600	70
E大学	5年生	4月～6年生	4月	13	ハイブリッド	ハイブリット	50	100	100	50	100	100
F大学	5年生	4月～6年生	4月	13	ハイブリッド	ハイブリット						
G大学	5年生	10月～6年生	10月	13	一口腔単位	ハイブリット	41	11	1			
H大学	5年生	8月～6年生	8月	13	一口腔単位	ハイブリット	50	20		150	50	
I大学	5年生	9月～6年生	9月	13	ハイブリッド	ローテート						
J大学	5年生	4月～5年生	3月	12	症例単位	ローテート	80			137	10	10
K大学	5年生	4月～5年生	3月	12	症例単位	ローテート	166	185	158	170	200	170
L大学	5年生	4月～5年生	3月	12	症例単位	ローテート						
M大学	5年生	4月～5年生	3月	12	ハイブリッド	ハイブリット	15	20	50	15	30	60
N大学	5年生	4月～5年生	3月	12	ハイブリッド	ローテート	56	0	2	150	150	200
O大学	5年生	3月～5年生	2月	12	ハイブリッド	ハイブリット	18	64	79	18	200	200
P大学	5年生	3月～5年生	2月	12	症例単位	ローテート	50	180	50	80	250	150
Q大学	5年生	4月～5年生	3月	12	ハイブリッド	ローテート	10	170	180	10	250	270
R大学	5年生	4月～5年生	3月	12	一口腔単位	ハイブリット	11	9	26	5	4	7
S大学	5年生	4月～5年生	3月	12	ハイブリッド	ハイブリット				100	100	150
T大学	5年生	9月～6年生	10月	12	ハイブリッド	ハイブリット						
U大学	5年生	4月～5年生	3月	12	ハイブリッド	ハイブリット	12	297	140	14	457	220
V大学	5年生	12月～6年生	11月	12	症例単位	ローテート	110	0	0	116	33	88
W大学	5年生	11月～6年生	10月	12	一口腔単位	ローテート						
X大学	5年生	10月～6年生	9月	12	ハイブリッド	ハイブリット	199	5	199	349.8	287.9	540.1
Y大学	5年生	10月～6年生	9月	12	症例単位	ハイブリット	80	200	300			
Z大学	5年生	10月～6年生	9月	12	ハイブリッド	ローテート	163	81	172	280	691	520
AA大学	5年生	4月～5年生	2月	11	ハイブリッド	ローテート	137	50	120	205	64	360
AB大学	5年生	4月～5年生	1月	10	ハイブリッド	ローテート	28			30	100	600
AC大学	5年生	6月～5年生	2月	9	症例単位	ローテート	77	22	33	131	535	447

※医政局歯科保健課調べ（全29大学に対し意見照会し、回答を集計）

※必要症例数、実際の経験症例数は、各大学の判断で回答しており、患者数等で集計している場合もあり。

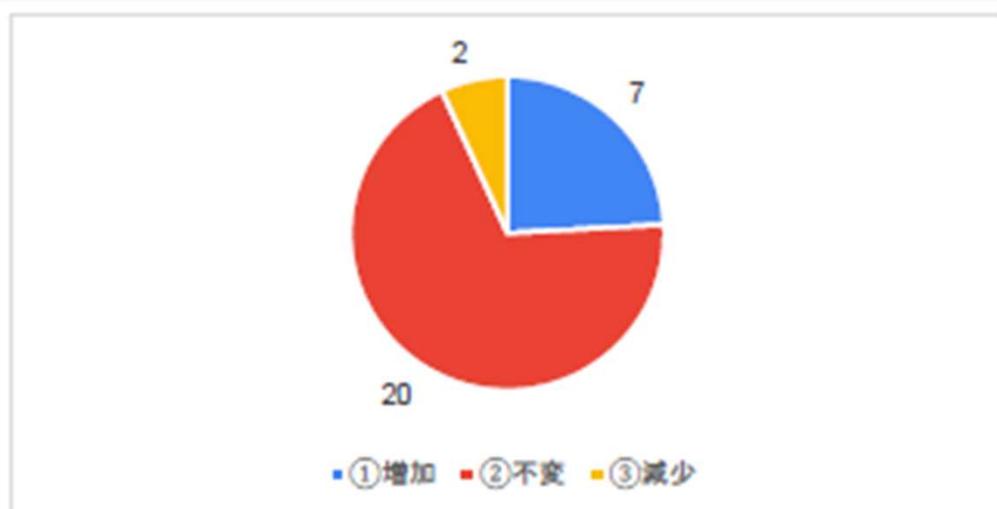
# 共用試験の公的化による診療参加型臨床実習への影響

- 共用試験の公的化前後で、診療参加型臨床実習における歯科医行為の実施数（自験例の数）に変化があったかについては、公的化後、自験数について、27大学が増加または不变と回答している。

## ●公的化前後で診療参加型臨床実習における歯科医行為の実施数（自験例の数）に変化はあったか。

### 【回答（大学数）】

- ・増加した (7)
- ・変わらない (20)
- ・減少した (2)



### 〈調査概要〉

調査対象：全国29大学歯学部

調査方法：記名式質問紙調査法(web)

回答率：100%

調査時期：令和7年6月

出典：文部科学省「令和7年度医学・歯学教育指導者のためのワークショップ【歯学】（事前アンケート）」

# 共用試験実施時期に関する主なご意見 (歯科大学・大学歯学部へのヒアリング結果より)

## 歯科大学・大学歯学部へのヒアリング（令和7年12月）を実施（全29大学）

- 実施時期の統一が望ましいと回答した大学数 : 2大学
- 実施時期の統一は望ましくないと回答をした大学数 : 21大学
- 実施時期の統一について特段意見がなかった大学数 : 6大学

### ＜主なご意見（実施時期の統一が望ましいと回答した大学）＞

- 実施時期が異なることは、例え1か月であっても成績が変わるので問題があると考える。
- CBT実施が遅くなると平均点が上がるため、ある程度近い時期での統一が必要であると考える。

### ＜主なご意見（実施時期の統一は望ましくないと回答をした大学）＞

- 共用試験の時期については、必要な議論ではあるが、短期間で決めることではなく、相応の時間が必要であると考える。
- 臨床実習を終了してから臨床研修が開始されるまでに1年以上の期間が空く（5年次に臨床実習が終了するカリキュラム）場合、臨床実習終了から臨床研修までに1年間の期間があるため、知識面においては連続性を保つことが可能であるとしても、技能や態度といった実践的能力については、必ずしも十分なシームレス化が達成されるとは言い難いのではないか。
- 総合大学では、大学の教育憲章を踏まえてカリキュラムを策定しており、これから逸れることになると学位取得に影響する。
- 共用試験の時期の変更にあわせて歯学部のカリキュラムを変更することは、（総合大学では）大学全体のカリキュラムに大きく影響するため簡単ではない。
- 全大学で時期を統一する場合、カリキュラムの大幅改変が必要になる。また、評価者の確保や事務負担の増加などが生じると考えられる。理想的には公平な条件で受けられるのが望ましいと考える。
- 全国の大学が一斉に共用試験を実施することで機構派遣監督者の手配が難しくなるのではないか等を懸念する。

### 論点3 実施時期の統一への対応案

- 令和8年度以降の共用試験の実施時期について、当面の間、実施時期を統一しないこととしてはどうか。
- ただし、以下の観点から、今後も診療参加型臨床実習や共用試験の実施状況等について定期的に確認を行うこととしてはどうか。
  - 診療参加型臨床実習が適切に実施されているか
  - 患者に不利益が生じない教育が行われているか
  - 受験者間の公平性が確保されているか 等
- その結果を踏まえ、必要に応じて実施時期の統一化について検討を行うこととしてはどうか。

## （その他）評価者及び模擬患者の養成・認定に係る負担軽減について

### 共用試験実施機関の指定に関する意見（令和5年12月25日、一部抜粋）

- ・ OSCE の評価を機構によって認定された者（以下「認定評価者」という。）が担当することについては、認定評価者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を評価者の経験を考慮した簡易なものとするなど、評価者の負担軽減に向けて取り組むこと。
- ・（略）模擬患者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を模擬患者の経験を考慮した簡易なものとするなど、模擬患者の負担軽減に向けて取り組むこと。

# OSCE実施に関する負担軽減への対応状況と課題

## 負担軽減に関する取り組みの状況

### ①評価者養成の負担軽減

- 認定評価者の養成講習会について、内容の一部をe-learning化した。

### ②模擬患者養成の負担軽減

- 試験を含む模擬患者の養成講習会のオンライン化を行った。

## 課題

- 模擬患者の養成講習会の受講者がオンライン会議に慣れていない場合があり、必ずしも負担軽減にならない場合がある。
- 評価者や模擬患者の養成・認定には、歯科大学・大学歯学部の協力が必要だが、職員数が減少傾向にある大学もある中で、共用試験に関する業務は少なからず負担となっている。